

○御殿場市子ども医療費助成規則

平成7年5月1日

規則第24号

改正 平成10年3月27日規則第12号

平成11年6月25日規則第29号

平成11年9月21日規則第32号

平成13年2月27日規則第3号

平成14年3月5日規則第5号

平成15年3月12日規則第7号

平成16年11月19日規則第12号

平成18年3月31日規則第10号

平成19年3月30日規則第15号

平成20年3月18日規則第6号

〔題名改正〕

平成21年3月30日規則第9号

平成22年3月25日規則第3号

平成24年3月23日規則第7号

平成24年6月20日規則第24号

平成24年7月5日規則第29号

平成25年2月28日規則第5号

平成27年9月11日規則第29号

平成27年12月28日規則第55号

平成30年8月31日規則第23号

令和4年1月4日規則第1号

令和5年7月31日規則第33号

令和5年8月31日規則第37号

(目的)

第1条 この規則は、子どもの医療費を助成することにより、子どもがいる世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、子どもの健康の保持及び増進を図り、もってその健やかな成長に寄与することを目的とする。

(全部改正〔平成24年規則7号〕)

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに

よる。

- (1) 子どもとは、18歳に達した日以後の最初の3月31日までにある者で本市の住民基本台帳に記録され、医療保険各法の規定による被保険者、加入者若しくは組合員（以下「被保険者」という。）又は被扶養者であるものをいう。
- (2) 扶養者とは、子どもの保護者（父母等親権を行う者又は後見人その他子どもを現に監護する者）又は子どもの配偶者をいう。
- (3) 医療保険各法とは、次の法律をいう。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (4) 医療費とは、健康保険法第76条第2項、第85条第2項又は第88条第4項の規定に基づき、厚生労働大臣が定めた算定方法によりそれぞれ算定し、合算した額をいう。
- (5) 保険給付とは、医療保険各法に規定する療養の給付、入院時食事療養費、療養費、保険外併用療養費、特別療養費、家族療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費及び高額療養費をいう。
- (6) 自己負担金とは、子ども1人の通院に関し、1月につき500円（当該月の最初の通院に係る医療費から保険給付の額を控除した額が500円に満たない場合はその額）をいう。
- (7) 合計所得金額とは、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条に規定する合計所得金額について、次に定める場合ごとに掲げた者全ての額を合計した額をいう。
 - ア 扶養者が子どもの配偶者である場合又は次条第2項の規定により子ども本人が受給資格者となる場合 本人及びその配偶者
 - イ その他の場合 扶養者（父母がある場合は父及び母、後見人その他子どもを現に監護する者の場合はその者が属する世帯の主たる生計維持者）
(一部改正〔平成10年規則12号・11年29号・32号・13年3号・14年5号・15年7号・20年6号・21年9号・22年3号・24年7号・24号・27年29号・30年23号・令和5年37号〕)

(受給資格者)

第2条の2 この規則による医療費の助成を受けることができる者（以下「受給資格者」

という。)は、子どもの扶養者とする。

2 前項の規定にかかわらず、自らが被保険者であり、かつ、自らの医療費を負担している子どもは、本人及びその扶養する子どもについて受給資格者となることができる。

(追加〔平成24年規則7号〕)

(助成の範囲)

第3条 助成の対象は、子どもに係る医療費とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 子どもが生活保護法(昭和25年法律第144号)第15条の規定による医療扶助を受けている世帯に属する場合の医療費
- (2) 子どもが児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている場合、同号に規定する施設に入所措置されている場合又は同条第2項の規定により指定医療機関に委託されている場合の医療費
- (3) 法令又は他の施策に基づいて国又は地方公共団体が行う医療費の助成を受けることができる部分の医療費
- (4) 第三者の行為による傷病に係る医療費
- (5) 保険給付の対象とならない療養に要した費用
- (6) 入院証明書料、差額ベッド料等

(全部改正〔平成24年規則7号・29号〕)

(助成金の額)

第4条 前条に規定する医療費に対する助成金(以下「助成金」という。)の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 助成の対象となる医療費について、医療保険各法の規定により受給資格者が負担すべき額から受給資格者が受ける保険給付の額及び自己負担金の額を控除した額。ただし、合計所得金額が300万円以下の受給資格者については、自己負担金の額を控除しない額とする。
- (2) 医療保険各法の規定に基づき受給資格者が子どもについて負担すべき入院時食事療養費標準負担額
- (3) 受給資格者が子どもについて負担すべき次に掲げる額
 - ア 母子保健法(昭和40年法律第141号)第21条の4の規定により徴収する額
 - イ 児童福祉法第19条の2第2項の規定による自己負担額
 - ウ 児童福祉法第21条の5の29又は第24条の20に規定する自己負担額
 - エ 児童福祉法第56条第2項の規定により徴収する額(同法第50条第5号に掲げる

費用に係るものに限る。)

オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条の規定による自己負担額

カ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第31条の規定により徴収する額

キ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第2項の規定による自己負担額

ク 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条第2項又は同法第37条の2の規定により患者に負担させることとする額

ケ 肝炎治療特別促進事業実施要綱（平成20年3月31日厚生労働省健発0331001号健康局長通知）6（2）イの自己負担額

（全部改正〔平成22年規則3号〕、一部改正〔平成24年規則7号・29号・25年5号・27年29号・30年23号〕）

（受給者証の交付申請）

第5条 助成金を受けようとする受給資格者は、子どもが記載されている医療保険各法に規定する療養の給付を受ける資格を証する書類（以下「被保険者証」という。）を提示し、御殿場市子ども医療費受給者証交付申請書（様式第1号）に、受給資格者の源泉徴収票又は市区町村長が発行する所得を証明する書類（以下「所得証明書等」という。）を添付して市長に提出するものとする。ただし、所得証明書等は、申請者の了解のもとに、市長が所得額の確認ができるときは、その添付を省略することができる。

2 前項の所得証明書等は、前年の合計所得金額を証明する書類とする。ただし、毎年1月から6月までの間にあっては、前々年の合計所得金額を証明する書類とする。

（一部改正〔平成10年規則12号・11年32号・20年6号・24年7号〕）

（受給者証の交付）

第6条 市長は、前条及び次条の規定による申請を認めたときは、御殿場市子ども医療費受給者証（様式第2号。以下「受給者証」という。）を受給資格者に交付する。

（一部改正〔平成11年規則32号・14年5号・15年7号・20年6号・24年7号〕）

（受給者証の有効期限及び更新）

第6条の2 受給者証の有効期限は、毎年9月30日までとし、10月1日に更新するものとする。ただし、当該年度の4月2日から翌年度の4月1日までにおいて満18歳に達する者の、10月1日に更新した後の有効期限は、当該年度の3月31日までとする。

2 市長は、現に受給者証の交付を受けている者が、受給者証の有効期限後も引き続き受給資格を有するときは、職権により、受給者証を更新して交付するものとする。

(追加〔令和4年規則1号〕)

(受給者証の再交付)

第7条 受給者証を損傷し、又は紛失したために、受給者証の再交付を受けようとする受給資格者は、御殿場市子ども医療費受給者証再交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成11年規則32号・20年6号・24年7号〕)

(受給者証の病院等への提示)

第8条 受給資格者は、子どもの療養の給付を受けようとするときは、保険医療機関、保険薬局又は柔道整復師施術所(以下「保険医療機関等」という。)に被保険者証とともに受給者証を提示し、自己負担金を支払わなければならない。

(一部改正〔平成10年規則12号・11年32号・20年6号・24年7号〕)

(助成の方法)

第9条 医療費の助成は、保険医療機関等に助成金を支払うことにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、受給資格者が次に掲げる場合で子どもの医療費を負担したときは、受給資格者に助成金を支払うことにより行う。

- (1) 前条の規定により合計所得金額が300万円以下の額である受給資格者が自己負担金を支払った場合
- (2) 受給者証の交付申請後その交付を受けるまでの間に保険医療機関等を利用した場合
- (3) 静岡県外の保険医療機関等を利用した場合
- (4) 保険者から療養費の支給を受けた場合
- (5) 保険給付の対象となる補装具の支給を受けた場合
- (6) 保険給付に準じて行われるはり灸又はマッサージの施術を受けた場合
- (7) 第4条第3号に掲げる費用を負担した場合
- (8) その他市長が特に必要があると認めた場合

3 前項第2号から第8号までの規定による助成金の支給を受けようとする受給資格者は、1月分ごとに、御殿場市子ども医療費助成申請書(様式第4号)に、受給者証及び診療報酬明細書若しくは領収書又はこれらに代わるべき負担した費用の額を証明する書類を添付し、市長に提出するものとする。

(全部改正〔平成24年規則7号〕)

(変更届)

第10条 受給資格者は、第5条第1項の受給者証交付申請書に記載した事項に変更が生

じたときは、御殿場市子ども医療費受給者証交付申請事項変更届（様式第5号）に、受給者証を添付して速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 受給資格者は、受給者証の交付申請の際に提出した所得証明書等の額に変更があったときは、受給者証及び変更後の所得証明書等を添付して速やかに市長に届け出なければならない。

（全部改正〔平成24年規則7号〕）

（申請期間）

第11条 受給資格者が助成金の申請を行うことのできる期間は、子どもが保険給付を受けてから1年以内とする。

（一部改正〔平成20年規則6号・24年7号〕）

（助成金の返還）

第12条 市長は、偽りその他不正な行為により助成金の支給を受けた受給資格者があるときは、その者から助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

- 2 受給資格者は、子どもが第三者の行為によって療養を受け当該療養に係る損害賠償を受けたときは、当該賠償金額の限度において助成金を市長に返還しなければならない。

（一部改正〔平成20年規則6号・24年7号〕）

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

（追加〔平成15年規則7号〕、一部改正〔平成24年規則7号〕）

附 則

- 1 この規則は、平成7年10月1日から施行する。
- 2 この規則第6条の規定により受給資格者証の交付を受けた保護者は、平成7年7月1日以降に乳幼児が第3条各号に規定する療養の範囲においてその行為を受けたものについて、第9条に規定する助成金の交付申請ができるものとする。この場合において、申請期間は、その行為を受けてから1年以内とする。

附 則（平成10年3月27日規則第12号）

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成10年4月診療分から適用し、平成10年3月以前の診療分については、なお従前の例による。

附 則（平成11年6月25日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年9月21日規則第32号）

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成13年2月27日規則第3号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月5日規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

（御殿場市乳幼児医療費補助要綱の廃止）

2 御殿場市乳幼児医療費補助要綱（昭和57年御殿場市告示第147号）は、廃止する。

附 則（平成15年3月12日規則第7号）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

2 改正後の御殿場市乳幼児医療費助成規則の規定は、平成15年4月1日以後の受診に係る医療費の助成から適用し、同日前の受診に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成16年11月19日規則第12号）

この規則は、平成16年12月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第10号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第15号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月18日規則第6号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成20年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の御殿場市乳幼児医療費助成規則の規定（第2条第5号の改正規定部分）は平成18年10月1日から、同条の規定による改正後の御殿場市乳幼児医療費助成規則の規定（第2条第5号の改正を除く改正規定）は平成19年4月1日から適用する。

（経過措置）

3 第2条の規定による改正後の御殿場市子ども医療費助成規則の規定は、平成20年4月1日以後の受診に係る医療費の助成から適用し、同日前の受診に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

4 改正前の御殿場市乳幼児医療費助成規則第6条の規定により交付された御殿場市乳幼児医療費受給資格者証は、当該受給資格者証の有効期限の満了する日までの間は、改正後の御殿場市子ども医療費助成規則第6条の規定により交付された受給資格者証とみな

す。

附 則（平成 21 年 3 月 30 日規則第 9 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 4 号及び第 4 条第 3 号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の御殿場市子ども医療費助成規則第 2 条第 1 号の規定は、平成 21 年 4 月 1 日以後の受診に係る医療費の助成から適用し、同日前の受診に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 3 月 25 日規則第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条及び様式第 2 号の改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の御殿場市子ども医療費助成規則の規定は、平成 22 年 4 月 1 日以後の療養に係る自己負担金から適用し、同日前の療養に係る自己負担金については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 3 月 23 日規則第 7 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の御殿場市子ども医療費助成規則の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以後の受診に係る医療費の助成から適用し、同日前の受診に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則施行の際、現に改正前の御殿場市子ども医療費助成規則の様式により提出されている文書は、この規則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 4 この規則施行の際、現に交付されている御殿場市子ども医療費受給資格者証は、この規則により交付された御殿場市子ども医療費受給者証とみなす。

附 則（平成 24 年 6 月 20 日規則第 24 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則施行の際、現に改正前の御殿場市公文書公開条例施行規則、御殿場市外国人

高齢者福祉手当支給規則、御殿場市営住宅条例施行規則の様式により提出されている文書は、改正後の御殿場市公文書公開条例施行規則、御殿場市外国人高齢者福祉手当支給規則、御殿場市営住宅条例施行規則の相当様式により提出された文書とみなす。

- 3 この規則施行の際、現に第5条の規定による改正前の外国人登録法の規定による外国人登録原票に登録されている者については、改正後において引き続き住民基本台帳に登録されているものとみなす。

附 則（平成24年7月5日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月28日規則第5号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 3 この規則施行の際、従前の規定により作成した帳票及び用紙は、当分の間、使用できるものとする。

附 則（平成27年9月11日規則第29号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の御殿場市子ども医療費助成規則の規定は、平成27年1月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の御殿場市子ども医療費助成規則の規定は、平成27年1月1日以後の受診に係る医療費の助成から適用し、同日前の受診に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月28日規則第55号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成30年8月31日規則第23号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則施行の際現にこの規則による改正前の御殿場市子ども医療費助成規則の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の相当様式により提出された文書とみなす。

附 則（令和4年1月4日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 7 月 3 1 日規則第 3 3 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の御殿場市子ども医療費助成規則の規定により交付されている御殿場市子ども医療費受給者証は、改正後の御殿場市子ども医療費助成規則の規定により交付された御殿場市子ども医療費受給者証とみなす。
- 3 この規則の施行の際、従前の規定により作成した帳票及び用紙は、当分の間、使用できるものとする。

附 則（令和 5 年 8 月 3 1 日規則第 3 7 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

様式第1号(第5条関係)

交付番号 第 _____ 号

御殿場市子ども医療費受給者証交付申請書

子ども医療費の助成を受けたいので受給者証の交付を申請します。

御殿場市長 様

年 月 日

子 ど も	フリガナ 氏 名			生 年 月 日	年 月 日
	住 所	御殿場市		事 由 1 出生 2 転入 3 その他	該当日(出生以外 の場合) 年 月 日
	監 護・ 生 計	<input type="checkbox"/> 子どもを申請者が監護し、生計を維持している。 <input type="checkbox"/> 子ども本人が生計を維持している。		婚 姻 1 未婚 2 既婚	婚姻日(既婚の場 合) 年 月 日
申 (扶 養 者) 者	フリガナ 氏 名			子 ども との続柄	父・母 その他()
	住 所	子どもと同じ		電 話 番 号	—
県外で受診された場合等に後からお返しする助成金の振込先(上記申請者名義の口座に限ります。)					
銀行 農協 金庫				店 所	口座種別 普通・当座
				口座番号	
子どもの両親について					
父 親	フリガナ 氏 名	個人番号		住 所	子どもと同じ
母 親	フリガナ 氏 名	個人番号		住 所	子どもと同じ
申請者等の所得を確認するため、市が保有する市民税課税資料の閲覧を承諾しますか? (承諾されない場合は、所得が確認できる書類の提出が必要となります。)					はい・いいえ
子 ど も の 加 入 健 康 保 険	保 険 証 記 号 番 号	記 号	番 号	保 険 者 番 号	
	保 険 者 の 名 称	健康保険組合 共済組合 国民健康保険 全国健康保険協会			
	被 保 険 者 (組 合 員)	氏 名			住 所

(注1)それぞれの「住所」の欄について、子どもの住所と同じ場合は「子どもと同じ」を○で囲んでください。

(注2)申請の際には認印を持参し、次のものを添付してください。

- (1) 対象者(子ども)の健康保険証
- (2) 振込先(申請者名義の口座)の預金通帳
- (3) 申請者の所得証明書等(1月から6月の申請については前年、7月から12月の申請についてはその年1月1日において御殿場市に住民登録のある人で、市民税課税資料の閲覧の承諾をした場合は、省略することができます。)

様式第2号(第6条関係)

<p style="text-align: center;">注意事項</p> <p>1 この証は、医療費の助成を受けることができる証ですから、大切に保管してください。</p> <p>2 医療機関等で診療を受けるときは、<u>その都度必ず窓口</u>に提示してください。 この証を提示しないと医療費の助成が受けられません。</p> <p>3 医療費の一部は自己負担となりますので、この証に記載された額を医療機関等の窓口で支払ってください。</p> <p>4 保険の対象とならないもの(入院証明書料、外来紹介状が必要な病院の紹介なし患者負担額、特別な病室に入ったり特別なサービスを受けた場合の負担額など)は、助成の対象となりませんので、全額医療機関の窓口で支払ってください。</p> <p>5 この証は、静岡県外の医療機関では使用できません。</p> <p>6 この証の記載事項に変更が生じたとき又は加入している保険に変更があったときは、必ず届け出てください。</p> <p>7 県内の他の市町村へ転出した場合は、転出先の市町村で新たに受給者証の交付を受けてください。</p> <p>8 この証を破損したり、紛失したときは、再交付を受けてください。</p>	御殿場市子ども医療費受給者証			
	公費負担者番号	83220152	受給者番号	
	子ども	氏名		
		生年月日		
		住所	御殿場市	
	受給資格者氏名			
	有効期限	入院		
		通院		
	入院対象日数		1日以上	
	自己負担金	入院	自己負担金はありません。	
通院		1回500円(500円未満のときはその額)		
適用	入院時食事療養費標準負担額は助成対象			
年 月 日				
御殿場市長 印				

診療月	受診証明印	診療月	受診証明印	診療月	受診証明印	診療月	受診証明印
10月		1月		4月		7月	
11月		2月		5月		8月	
12月		3月		6月		9月	
<p>*医療機関へのお願い 通院で受診した場合は証明印を押し、この証に記載された自己負担金を徴収してください。 (2回目以降は自己負担金を徴収しないでください。)</p>				<p>*医療機関へのお願い 通院で受診した場合は証明印を押し、この証に記載された自己負担金を徴収してください。 (2回目以降は自己負担金を徴収しないでください。)</p>			

様式第3号(第7条関係)

御殿場市子ども医療費受給者証再交付申請書

年 月 日

御殿場市長 様

受給資格者 住所
氏名
電話番号

次の理由により御殿場市子ども医療費受給者証の再交付を申請します。

受給者番号	第 号	生 年 月 日
フリガナ 子どもの氏名		年 月 日
再 交 付 の 理 由	1 破損 2 汚損 3 紛失	
紛失等年月日	年 月 日頃	

注 破損又は汚損の場合は、受給者証を添付してください。

様式第4号(第9条関係)

御殿場市子ども医療費助成申請書

別紙のとおり医療費を支払いましたので、助成金を申請します。

年 月 日

御殿場市長 様

住所
受給資格者 氏名
電話番号

受給者証	受給者番号	第 号		住所	御殿場市
	子ども	フリガナ氏名		生年月日	年 月 日
添付する領収書等のうち、1か月間で同じ医療機関に支払った金額が _____円以上になるとき高額療養費に該当する場合があります。					
※ _____円以上になる場合のみお答えください。					
同じ月で上記の子ども以外に _____円以上の医療費を、家族内で支払っている人がいる。					
はい (誰が _____) (金額 _____ 円)					
いいえ					

(注) 加入している健康保険に変更があったときや、振込先の金融機関、口座番号に変更があったときは、必ず連絡してください。

御殿場市

様式第5号(第10条関係)

御殿場市子ども医療費受給者証交付申請事項変更届

年 月 日

御殿場市長 様

住所
受給資格者 氏名
電話番号

次のとおり御殿場市子ども医療費受給者証交付申請の内容に変更がありましたので、届け出ます。

受給者番号		第 号		受給者証 交付年月日		年 月 日		
変更の 種類	子ども	1 住所	保 護 者	1 住所	加 入 保 険	加入健康保険	振 込 先	1 金融機関
		2 氏名		2 氏名				2 口座種別
		3 婚姻状況		3 続柄				3 口座番号
		4 監護状況		4 電話番号				
変更 の 内 容	変更前							
	変更後							
保護者変更の理由			1 離婚 2 別居 3 その他()					
変更年月日			年 月 日					

注

- 1 該当事項の番号を○で囲んでください。
- 2 加入健康保険の変更の場合は、新しい保険証を御持参ください。
- 3 受給者証を添付してください。

様式第1号（第5条関係）

（全部改正〔平成24年規則7号〕、一部改正〔平成27年規則55号・30年23号・令和4年1号・5年33号〕）

様式第2号（第6条関係）

（全部改正〔平成24年規則7号〕、一部改正〔令和5年規則33号・5年37号〕）

様式第3号（第7条関係）

（全部改正〔平成20年規則6号〕、一部改正〔平成24年規則7号・令和4年1号・5年33号〕）

様式第4号（第9条関係）

（全部改正〔平成20年規則6号〕、一部改正〔平成22年規則3号・24年7号・30年23号・令和4年1号〕）

様式第5号（第10条関係）

（全部改正〔平成20年規則6号〕、一部改正〔平成24年規則7号・30年23号〕）